

美里町第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

美里町第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、美里町の高齢者等の現状や課題、介護給付分析等を行い、今後の国の動向等を見据えつつ、老人福祉法及び介護保険法に基づく美里町第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第10期計画」という。）を策定することを目的とする。

【令和7年度】

3. 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月31日（金）

4. 業務内容

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（アンケート調査）

①目的

・現状の把握及び第10期計画で重点的に取り組むべき課題抽出などをを行うため、以下の調査実施、結果の集計、分析及び報告書の作成までを一括して行うものとする。

②調査の概要

・対象者：高齢者（要介護認定者は除く）3,550人程度（65歳以上、総合事業対象者、要支援1及び要支援2）。

・調査内容：国から示される「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「実施の手引き」、指針等をもとに町と受託者の協議のうえ作成する。具体的な調査項目は町の課題等に応じて、町と受託者で協議の上、「必須項目」「オプション項目」等を加えたものを作成し、町の承認を得て完成とする。

・調査票：調査票の形式はA4版の両面印刷を基本とし、部数は3,550部とする。

・抽出方法：対象者は町が選定し、受託者に提供する。

・想定回答率：約60%とする。

・調査方法：郵送による配布・回収とする。

③調査票の印刷・封筒発送等

・印刷：調査票、発送用封筒及び返信用封筒（料金受取人扱のもの）、調査協力依頼状の印刷は町と受託者が協議し、受託者が作成する。作成部数は3,550部程度とする。

・宛名ラベル：町が提供したリストをもとに、受託者が打ち出しを行うものとする。

・調査票発送回収：調査票及び返信用封筒、調査協力依頼状の封入を行い、

それを町が指定する場所に持参する。発送については、町が行う。
回収については、調査対象者が返信用封筒を使って、町に返送する。その際、郵送料（料金受取人払）については、町が負担する。なお、受託者は定期的に回収を行うものとする。

④調査結果の集計・分析・課題抽出

- ・調査票の集計：回収した調査票の集計については、受託者が結果の入力、単純集計を実施するとともに、必要に応じてクロス集計等を行う。また、地域包括ケア「見える化」システム登録のためのデータ抽出及びデータ入力をを行う。なお、町に対して、システム活用方法について支援するものとする。
- ・分析：第10期計画に反映させることを前提に、集計結果の分析を行う。また、必要に応じて過去の調査との経年比較を分析する。なお、分析に関しては町全域及び日常生活圏域ごとに行うものとする。
- ・課題抽出：分析結果及び過去の調査との経年比較をもとに、町と受託者で協議のうえ、課題の抽出を行う。なお、分析結果等については、報告書形式にまとめるものとする。
- ・その他：集計、分析、課題抽出に関して必要に応じ町と受託者で協議し業務を行っていくものとする。

⑤成果品及び納品場所

- ・調査結果報告書：調査結果報告書についてはA4版のもの。
- ・電子データ：集計結果データ及び調査結果データについては、CD-R（Excel等形式）のものとする。
- ・納品期限：令和8年3月31日（金）
- ・納品場所：美里町役場福祉課

⑥成果品検査

- ・成果品については、完成時点で速やかに納品すること。受託者は業務完了後、町の検査を受けるものとし、検査の結果本業務に適合しない場合には、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとする。これにかかる経費は受託者が負担するものとする。

【令和8年度】

5. 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月23日（火）

6. 業務内容

（1）在宅介護実態調査及び在宅生活改善調査等

①目的

- ・在宅介護実態調査については、主に在宅で要介護認定を受けている方の、介護サービスの在り方を検討することを目的とし、第10期計画で重点的に取り組むべき課題抽出などを行う。また、在宅生活改善調査等については町

と受託者で協議のうえ、在宅生活等の継続に関して課題抽出を目的とし、必要に応じて実施する。なお、受託者については、以下の調査結果集計及び分析、報告書の作成を一括して行うものとする。

②調査結果の集計・分析・課題抽出

- ・調査票の集計：回収については町が行うものとし、受託者は在宅介護実態調査自動集計分析ソフト等を活用し、また、地域包括ケア「見える化」システム登録のためのデータ抽出及びデータの入力を行う。なお、町に対して、システム活用方法について支援するものとする。
- ・分析：第10期計画に反映させることを前提に、在宅介護実態調査自動集計分析ソフト等を活用し、分析する。また、必要に応じて過去の調査との経年比較を分析するものとする。
- ・課題抽出：分析結果及び過去の調査との経年比較をもとに、町と受託者が協議のうえ、課題の抽出を行う。なお、分析結果等については、報告書形式にまとめるものとする。
- ・その他：集計、分析、課題抽出に関して必要に応じ町と受託者で協議し業務を行っていくものとする。

③成果品

- ・調査結果報告書：調査結果報告書についてはA4版のもの。
- ・電子データ：集計結果データ及び調査結果データについては、CD-R (Excel等形式) のものとする。

(2) 第10期計画の策定に関する支援

①目的

- ・3年ごとに策定する高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しにあたり、実施した調査の分析結果等から得られた、ニーズや課題等を反映させた第10期計画作成の策定支援を目的とする。

②現状評価・課題整理の支援

- ・現状評価：第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価や、実施した調査の集計結果及び地域ケア「見える化」システム等を活用した、地域間比較等により現状の評価の支援を行うものとする。
- ・課題整理の支援：現状評価をもとに、課題を整理し第10期計画への反映を支援する。また、地域間比較等により同様の問題を抱える自治体の取組事例等を参考に、本町に適した施策を検討するための基礎資料作成の支援も行う。なお、介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）及び、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標に関連し、計画に反映させる支援も行うものとする。

③サービス量等の推計及び介護保険料の算出支援

- ・上記②で把握した、情報をもとに地域ケア「見える化」システム等を活用し、人口の推計、認定率の伸び、利用率の伸び等を施策に反映し、事務量、給付費見込量及び保険料の算定等について、将来推計を行う町の支援を行う。なお、推計を行う際は介護保険法第116条の規定による基本方針に即したものとする。

④事業計画書等の作成支援及び印刷

- ・事業計画書等の作成支援：第10期計画の素案及び計画書案の作成支援を行うものとし、素案の作成から最終案決定までの検討及び調整（修正）作業は町と受託者で協議しながら行うものとする。
 - ・美里町第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画書
100部 100頁程度 A4版印刷（表紙、本文及び背表紙フルカラー）
 - ・美里町第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画書概要版
4,000部 10頁程度 A4版印刷（表紙、本文及び背表紙フルカラー）

⑤その他

- ・策定委員会等の運営支援：第10期計画に向けた策定委員会や各種関係機関等との会議について、オブザーバーとして出席し、議事進行等を支援する。また、計画を策定する過程において、町民から多様な意見（パブリックコメント）の提出があった場合は、提出された意見に対する対応策等の助言を支援するものとする。

⑥成果品及び納品場所

- ・業務報告書：A4版（参考資料等含む）のもの。
- ・電子データ：上記のデータ（CD-R、PDFファイル形式等）
- ・納品期限：令和9年3月23日（火）まで
- ・納品場所：美里町役場福祉課

⑦成果品検査

- ・成果品については、完成時点で速やかに納品すること。受託者は業務完了後、町の検査を受けるものとし、検査の結果本業務に適合しない場合には、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとする。これにかかる経費は受託者が負担するものとする。

7. その他

- ①本業務の履行にあたっては、高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び策定に関する国の法制度に熟知し、調査・計画の実績を有する者を確保して行うこと。
- ②本業務の再委託を禁止する。但し、町の承認を得た場合を除く。
- ③本業務における成果の著作権は、すべて町に帰属するものであり、許可なく複写、複製または第三者に提供してはならない。
- ④業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由を持っても

委託業務期間中、又は委託業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。

- ⑤町は、必要に応じて委託業務の進捗状況について報告・提出を求めることができる。
- ⑥受託者は、企画提案書において提案した独自提案事項についても実施すること。
- ⑦受託者は、本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について、疑義が生じた場合は速やかに町と協議し、その指示のもと、業務を円滑に遂行すること。
- ⑧受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- ⑨業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品等の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに町が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

8. 受託者の決定

- ①別紙、「美里町第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき選定し、契約する。

9. 委託料の支払方法

- ①業務完了確認（検査）後に支払うものとする。
令和7年度（支払回数1回）、令和8年度（支払回数1回）。

10. 担当部署

美里町福祉課介護・高齢者支援係

〒861-4732 熊本県下益城郡美里町三和420番地

TEL：0964-47-1116 FAX：0964-47-0110

E-mail：kaigo@town.kumamoto-misato.lg.jp